



2024/08/02 09:27 現在の情報です。

表題部 (土地の表示)		調製	平成8年2月22日	不動産番号	3300000228862
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	熊本市花園二丁目			[余白]	
	熊本市西区花園二丁目			平成24年4月1日区制施行 平成24年6月27日登記	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
688番25	宅地	66:11		[余白]	
103番	[余白]	[余白]	:	①変更 〔昭和50年6月2日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年2月22日	
103番1	[余白]	50:94		③錯誤 ①③103番1、103番2に分筆 〔平成26年6月16日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和45年8月3日 第34366号	原因 昭和44年3月7日売買 所有者 熊本市花園町688番地 西山節子 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年2月22日

- \* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- \* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。